

菅原小 事務室だより

NO. 3



令和2（2020）年9月23日

大阪市立菅原小学校 事務室発行

過ごしやすい気候になり、子どもたちは毎日元気に遊具で遊んだり、運動場を駆け回っています。

学校徴収金（9月分）の納入について

9月分の学校徴収金の振替日、振替金額は次のとおりです。振替日前日までに、ご登録口座に必要額をご入金ください。（銀行によっては、土日祝の入金に手数料が掛かる場合がありますので、ご注意ください。）

＜9月分＞

★ 銀行口座振替日 令和2年9月28日（月）

★ 口座振替額

徴収金	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童費	1,000	500	500	2,500	3,500	2,400
PTA会費	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500	2,500
銀行振替手数料	68	68	68	68	68	68
銀行振替合計額	3,568	3,068	3,068	5,068	6,068	4,968

- PTA会費は、本校に在籍するお子さまが複数おられる場合は下の学年で徴収いたします。
- 学校徴収金は、お子さまの教育活動に必要な費用です。納入期日は必ずお守りください。
- 現金納入の方には、別途「納入通知書」をお渡しいたします。
- 就学援助申請が否認定の方は、7、8月分児童費を9月分児童費と合わせて徴収いたします。

就学援助費の支給について（一般1・2認定者）

一般1（税情報）・一般2（書類審査）申請をされた方には、8月下旬に大阪市教育委員会からご自宅に『認否通知』が郵送されています。認定された方には、次のとおり就学援助費がお届出口座に支給されますので、支給日以降に通帳等でご確認ください。

就学援助認定（早期1・2）の方は、就学援助費から直接充当のため支給はありません。

★ 支給日 令和2年10月5日（月）

★ 支給額

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
教材費 (6月分)	1,000	1,500	1,000	3,100	3,500	2,500
支給額合計	1,000	1,500	1,000	3,100	3,500	2,500

※ 児童費に未納がある場合は、未納分を差し引きいたします。

※ 徴収金一括払いの方の教材費は児童費年間分を支給します。

※ 昨年度就学援助認定を受けておられない方と転入生の方の教材費には、児童費の前年度繰越金を加算して支給します。

※ 7月分以降の教材費は、直接児童費に充当されているため、支給はありません。

4、5年生積立金（次年度の林間学習・修学旅行の費用）とPTA会費は就学援助費の支給対象外です。
引き続き口座振替等で納めていただくようお願ひいたします。

就学援助費の申請について

就学援助申請は随时受け付けております。ただし、申請日が認定日となります。

認定後の支給額は、認定日以降に購入や実施したものに限られます。

ご家庭の状況が変わったなどで申請をご希望になられる場合は、お早目にお申し出ください。



事務室だよりや事務手続きに関するお問い合わせ先

菅原小学校 事務室 (杉本・白井)

☎06-6328-3005